

可燃ごみ搬送業務
業務委託仕様書

遠賀・中間地域広域行政事務組合

I. 総則

1. 目的

本仕様書は、遠賀・中間地域広域行政事務組合（以下「甲」という。）の可燃性廃棄物（以下「廃棄物」という。）を、甲が指定する北九州市の清掃工場（以下「北九州市清掃工場」という。）まで受託者（以下「乙」という。）が、安全かつ適正に搬送することを目的とする。

2. 業務名称

可燃ごみ搬送業務

3. 業務期間

令和10年4月1日から令和20年3月31日まで（10年間）

II. 受託者の資格要件

1. 当該業務の受託者は、次の要件を満たす者とする。

- ・北九州市の一般廃棄物又は産業廃棄物の収集運搬業の許可を有すること。
- ・北九州市の区域内に主たる事業所を有すること。
- ・北九州市の区域内が主たる営業エリアであること。
- ・北九州市以外の自治体から北九州市が管理する廃棄物処理施設に一般廃棄物を搬入した実績があること。

III. 搬送業務

1. 業務概要

廃棄物の積載された甲が所有する専用コンテナ（以下「コンテナ」という。）を乙が所有する搬送車両へ積載後、甲が指定する北九州市清掃工場まで搬送し、廃棄物を清掃工場の指示に従い廃棄するものとする。

2. コンテナ積込み場所

遠賀郡岡垣町大字糠塚103番地の1

遠賀・中間リレーセンター（以下「センター」という。）

3. 廃棄物搬送先及び搬送経路

搬送先として、甲が指定する北九州市清掃工場は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 皇后崎工場（北九州市八幡西区夕原町2番1号）・・・別紙「搬送経路図1」参照
- (2) 日明工場（北九州市小倉北区西港町96番地の2）・・・別紙「搬送経路図2」参照
- (3) 新門司工場（北九州市門司区新門司三丁目79番地）・・・別紙「搬送経路図3」参照

※ 日明工場及び新門司工場に搬送する場合は、原則として北九州都市高速道路を使用すること。

4. 搬送時間等

乙の廃棄物の搬送は、月曜日から土曜日までとし、日曜日、祝日及び搬送先の受入休止日は、原則、搬送を行わないこととするが、甲のごみ処理計画上及びセンターの管理運営上、

搬送が必要と判断した場合は、この限りではない。

なお、搬送先の受入時間は、下記のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 皇后崎工場 | 8 : 30 ~ 9 : 20 |
| | 11 : 10 ~ 12 : 00 |
| | 13 : 30 ~ 14 : 20 |
| | 16 : 00 ~ 17 : 00 |
| (2) 日明工場 | 6 : 00 ~ 17 : 00 |
| (3) 新門司工場 | 6 : 00 ~ 20 : 00 |

※北九州市清掃工場内への搬入は、1台ずつとし、受入時間については変更もありえる。

5. 搬送量等

- (1) 1コンテナ当たりの積載量は、約6.5tであり、1日の搬送必要回数は、令和10年度で延べ15回程の見込みである。
年間の搬出予定量については、30,000t程度とする。
ただし、あくまでも予定量であり、数量を限定あるいは保証するものではない。

6. 搬送方法等

- (1) 乙は、甲が指示する経路により搬送するものとする。
- (2) 乙は、搬送経路において、廃棄物の飛散、汚水の流出等の迷惑行為を行わないように十分留意するとともに、当該迷惑行為を引き起こした場合については、乙の責において迅速に清掃等事態の収拾に努めるものとする。

7. 搬送車両

- (1) 搬送車両は、乙が所有する専用車両(別紙の仕様車両を使用)を甲の搬送計画に従って運行させるものとする。
- (2) 乙は、使用する全ての搬送車両について、乙の負担において、自動車保険に加入し、不測の事態に備えること。

8. 運行管理等

- (1) 乙は、運行及び作業管理のため、次の管理体制を備えること。
 - ① 運行及び作業の管理者(以下「運行等管理者」という。)を選任すること。
 - ② センターの管理者と協議の上、毎日の作業予定を調整し、甲の承認を得ること。
 - ③ 運行等管理者は、本業務全般について把握し、甲と日々の作業調整及び不測の事態に備えて常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 乙は、安全運行に留意し、次の事項を遵守すること。
 - ① 搬送車両の運転者は、運行前及び運行後、車両の安全点検を実施すること。
 - ② 搬送においては、道路交通法等関係法令を遵守すること。

9. 作業報告等

- (1) 乙は、翌月5日までに、当月分の搬送回数、搬送量(搬送先の計量数)等を記載した業務報告書を作業日報及び搬送先の計量票を添えて甲に提出すること。

10. 施設の使用

- (1) 乙は、甲の許可を得て、次の甲の施設を使用することができる。
 - ① 搬送車両の保管及び待機場所
 - ② 搬送車両運転手と運行等管理者の待機場所
 - ③ 搬送車両の洗車のための洗車機
- (2) 施設の使用にあたっては、使用部分周囲の清掃・整理整頓を行い、施設美観の維持に努めること。
- (3) 施設の設備及び備品等については、十分注意をはらい、毀損、紛失がないよう努めること。万一毀損、紛失した場合は、乙の負担により直ちに現状復旧すること。
- (4) 搬送車両運転手と運行等管理者の待機場所（事務室）における、業務上必要な備品等については、乙の負担により、甲の許可の上、設置することができる。
ただし、業務期間が終了した場合については、乙の負担において速やかに現状復旧するものとする。

IV. 費用分担等

1. 搬送車両の維持管理に関する一切の経費及び運行に係る一切の経費は、乙の負担とする。
2. 乙が業務上、甲の施設を使用する場合において、光熱水費は甲の負担とするが、常に経費の節減を念頭に置くこと。甲は、乙が節減姿勢の見られない場合や業務外使用があった場合については、施設使用を禁止し、損害について、乙に請求することができる。

V. 準備期間等

1. 乙は、実施による準備期間を設け、令和10年4月1日から円滑に業務を遂行できるようにしなければならない。
2. 準備期間中に係る人件費、車両の燃料費等一切の経費については、全て乙の負担とする。

VI. 事故責任

本業務（準備期間を含む。）の実施にあたり発生した事故等については、甲の責によるものを除き、すべて乙の責任において処理するものとし、これに要する費用は乙が負担する。
また、甲に損害を与えたときは、これを賠償するものとする。

VII. その他

本仕様書に記載がない事項については、遠賀・中間地域広域行政事務組合の定める各条例及び規則並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令に従うものとし、必要な場合は甲乙協議するものとする。